

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引 都留市

市税につきましては、日頃よりご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。
さて、**令和7年度**の償却資産の申告時期となりましたのでご案内いたします。
この申告は、**令和7年**1月1日現在、都留市内に事業用償却資産を所有している方が、地方税法第383条の規定により申告をしていただくものです。
つきましては、各事項をよくお読みいただき、同封の申告書を提出されますようお願いいたします。

目次

I 償却資産の申告について	ページ	III 償却資産の評価について	ページ
1 申告していただく方	1	1 償却資産の評価と課税について	9-10
2 提出する書類	1-2	2 減価率及び減価残存率一覧表	11
3 電算処理により全資産申告をされる場合	2	IV 償却資産申告書・明細書の記載について	
II 償却資産の概要		1 償却資産申告書の記載について	12-14
1 償却資産の範囲について	3-4	2 種類別明細書の記載について	14-15
2 償却資産の主な種類について	4	V その他	
3 業種ごとの主な償却資産の例	5	1 虚偽の申告及び不申告について	16
4 家屋の建築設備と償却資産との区分について	6	2 実地調査のお願い	16
5 テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について	7		
6 リース資産と納税義務者	7		
7 取得価額における消費税の取扱い	8		
8 国税の取扱いとの比較	8		

提出期限

令和7年1月31日（金）

提出先・問合せ先

都留市役所 税務課 資産税担当

〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号

TEL 0554（43）1111（代表）

FAX 0554（43）5049

※郵便、eLTAXによる電子申告又は市役所窓口で受け付けております。

※申告書の控えに受付印の押印を必要とする方で、郵送により提出される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付けなど、事業を行っている法人や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条(固定資産の申告)の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただく必要があります。

2 提出する書類

初めて申告される方……全資産を申告してください。

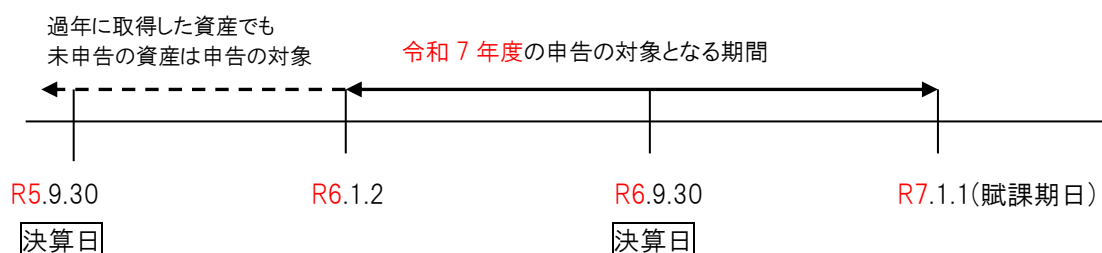
対象者	① 令和 6 年1月2日から令和 7 年1月1日の間に、新たに都留市内で事業を始められた方(リース資産を設置した場合も含みます) ② その他、今年度初めて償却資産の申告を行う方
対象資産	令和 7 年1月1日現在、都留市内に所在し、事業の用に供することのできる全償却資産
提出する申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)
その他	該当する償却資産のない方は、申告書「18 備考(添付書類等)」の「3 該当資産なし」に○をつけて提出してください。

前年度までに申告されている方……増減した資産について申告してください。

対象者	前年度(令和 6 年度)までに申告されている方
対象資産	令和 6 年1月2日から令和 7 年1月1日までに増加及び減少した資産(ただし、令和 6 年1月1日以前の増加及び減少資産でも未申告のものについてはこれを含めてください)(下の例を参照)
提出する申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用) ③ 種類別明細書(減少資産用)
その他	① 「18 備考(添付書類等)」の該当する項目に○をつけてください。 ② 法人にあっては特に決算日以降の増加・減少資産についても、漏れのないようにご注意ください。(下の例を参照)

※電算処理により全資産申告をされる方は、2ページをご覧ください。

(例) 1年決算法人で、決算日が9月30日の場合



提出書類一覧表

		申告書	種類別明細書 (増加・全資産)	種類別明細書 (減少)	備考
初めて申告される方	資産所有	○	○(全資産)		
	資産なし	○			申告書「18 備考(添付書類等)」の「3 該当資産なし」に○をつける
前年度までに申告されている方	①取得・移動による受け入れ・未申告資産がある場合	○	○		
	②売却・滅失・移動・修正	○		○	
	上記①と②がある場合	○	○	○	
	増減なし	○			申告書「18 備考(添付書類等)」の「2 増減なし」に○をつける
	廃業・解散・転出	○		○	申告書「18 備考(添付書類等)」の「4 廃業・解散等」に日付を記載
	電算申告をしている方	○	○(全資産)	○ (減少がある場合)	

3 電算処理により全資産申告をされる場合

償却資産申告書	② 全国統一様式(第26号様式)により、記載事項の全てを記載してください。 ②所有者コード、評価額(ホ)欄、決定価格(ヘ)欄及び課税標準額(ト)欄について、必ず記載してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	①必ず全資産を申告してください。(資産の種類ごとに区分して、合計額を記載してください) ②前年中の増加及び減少資産も、資産の種類ごとに区分して申告してください。電子申告の場合には、前年度の増加及び減少資産の明細書をPDF等で添付してください。 ③全資産について、評価額を記載してください。 ④課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載してください。(特例ごとの集計表も併せて提出していただきますよう、ご協力をお願いします) ④ 評価額の最低限度額は、取得価額の5/100に相当する額です。 ⑥改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部と区分して申告してください。

Ⅱ 償却資産の概要

1 償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます)をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても償却資産に該当します。

(1) 次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 簿外資産(償却済資産を含む)
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
- ④ 遊休資産(いつでも稼働できる状態にある資産)
- ⑤ 未稼働資産(未だに稼働していないが、すでに完成している資産)
- ⑥ 決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

(2) 少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税(償却資産) 申告の有無
個人の場合 (平成11年1月1日以後 に取得した資産)	10万円未満	必要経費	×
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	×
		減価償却	○
	20万円以上	減価償却	○
法人の場合 (平成10年4月1日以後 に開始された事業年度に 取得した資産)	10万円未満	損金算入	×
		3年間一括償却	×
		減価償却	○
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	×
		減価償却	○
	20万円以上	減価償却	○

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産(合計額300万円まで)を必要経費又は全額損金算入した場合は、申告対象となります。

(3) 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形減価償却資産（特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等）
- ③ 繰延資産（開業費・試験研究費等）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- ⑤ 書画・骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象です）
- ⑥ 生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です）
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。（平成20年4月1日以後契約分）

2 償却資産の主な種類について

資産の種類		細 目（例）	
第1種	構 築 物	土 木 に 定 着 し た 土 木 設 備	広告塔、門、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、煙突、緑化施設 等
	建築附属設備	建 物 附 属 設 備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備 等 *詳しくは6ページ【4 建築設備の家屋と償却資産との区分について】をご参照ください。
		建物の所有者と異なる者（テナント等）が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備 等
第2種	機械及び装置	製 造 機 器 設 備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置 等
		土 木 建 設 機 械	建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの）ブルドーザー、パワーショベル 等
		工 作 機 械	旋盤、フライス盤、ボール盤 等
		搬 送 設 備	クレーン、コンベアー 等
		そ の 他 設 備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備 等
第3種	船 舶	モーターボート 等	
第4種	航 空 機	ヘリコプター 等	
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900～999」のもの）、構内運搬車 等	
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	机、いす、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具 等	

3 業種ごとの主な償却資産の例

業 種	課税対象となる主な償却資産
各 業 種 共 通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、フェンス、パソコン、コピー機、レジスター、金庫、事務机、椅子 等
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫 等
飲 食 店	接客用の家具及び備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫 等
理 容 業・美 容 業	理・美容いす、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、テレビ、サインポール、看板 等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板 等
医 院・歯 科 医 院	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CTスキャン、歯科診療用ユニット)、キャビネット、待合室用椅子 等
工 場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備 等
建 設 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、大型特殊自動車(ナンバープレートを取得している場合は分類番号「9」、「90」～「99」、「900～999」、「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの) 等
パ チ ン コ 店 ゲ ー ム セ ン タ ー	パチンコ台、スロット台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、防犯監視設備 等
自 動 車 修 理 業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、コンデンサー 等
ガ ソ リ ン ス タ ン ド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、消火設備 等
金 属 加 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、取付工具、切削工具 等
不 動 産 貸 付 業	金属造・コンクリート造の塀、立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、側溝、 発電機設備、中央監視装置、駐車場舗装、門、塀、共同住宅の附帯設備(駐車場、門、フェンス、植栽、外構など) 等
駐 車 場 業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、柵、駐車場用機械設備、料金精算装置 等
農 業	ビニールハウス、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)、農業用機械設備、農業用器具 等
印 刷 業	各種印刷機、活字製造機、裁断機 等

4 家屋の建築設備と償却資産との区分について

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外(構造的に簡単に取り外しが可能なもの等)については償却資産として取り扱われます。

ただし、家屋に含める資産であっても、テナント等(入居者)が取り付けした家屋の附帯設備(特定附帯設備)は、償却資産としてテナント等が申告をする必要があります。7 ページ【5 テナント等が取り付けした家屋の附帯設備(特定附帯設備)の課税について】を参照してください。

家屋の附帯設備(建築設備)と償却資産の区分について

区分	家屋に含めるもの (固定資産(家屋)評価基準にあるもの)	家屋に含めないもの (償却資産となる可能性のあるもの)
電気設備	- 電灯コンセント配線設備 - 蛍光灯用器具、白熱灯用器具 - 出退表示設備 - 呼出信号設備 - 自動車管制装置 - 盗難非常通報装置 - 電話配線設備 - 電気時計配線設備	- 自家用発電設備 - 受変電設備 - ネオンサイン - スポットライト、投光器 - 家屋と分離している屋外照明設備 - 分電盤より外側の配線 - 電話機、電話交換機 - 親時計、子時計 - 中央監視装置 - LAN 配線
給排水衛生設備	- 給水設備(受水槽を含む) - 排水設備 - 中央式給油設備 - 衛生設備	- 屋外給水管、屋外配水管 - 配管のない瞬間湯沸器 - 独立した煙突、給水塔
ガス設備	ガス設備(配管、バルブ、ガスカラン)	メーターより外側の配管
空調設備	- 空調設備 - 冷暖房設備 - 換気設備、換気扇、天井扇	ルームエアコン
運搬設備・清掃設備	- 気送管設備 - 事務用ベルトコンベアー設備 - エレベーター - 小荷物専用昇降機 - エスカレーター - 窓ふき用ゴンドラ	- 工場用ベルトコンベアー - 垂直型搬送機
特殊設備	- 固定椅子 - 金庫扉	- 取り外しの容易な簡易間仕切り - 夜間金庫 - 機械式駐車場
屋外設備	- 鉄骨等の非常階段 - ポーチ - テラス	- 自転車置場 - 簡易物置

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

5 テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について

家屋の所有者以外の者（テナント等）が取り付けた家屋の附帯設備（内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等）で、事業の用に供することができる資産については、償却資産として取り扱うため、申告が必要となります。

家屋の附帯設備（建築設備）の課税区分及び納税義務者について

	取 付 者	附帯設備	課税区分	納税義務者
①	家 屋 所 有 者 （ビル賃貸業）	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	家 屋	家 屋 所 有 者 （ビル賃貸業）
②	家 屋 所 有 者 （ビル賃貸業）	受変電設備	償却資産	家 屋 所 有 者 （ビル賃貸業）
③	テナント事業者	看板	償却資産	テナント事業者
④	テナント事業者	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、給排水設備、ガス設備	償却資産	テナント事業者

6 リース資産と納税義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 （所有権移転外ファイナンス・リースなど）	○ （リース先を記入して申告）	○ （資産の所在する市町村へ申告）
売買にあたるようなリース資産	○ （自己の資産として申告）	×

・平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要があります。

・「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価によって譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

・割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合（所有権留保付売買）においても、原則として買主の方が申告することになります。

・平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の2第1項又は所得税法第 67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のものは申告対象外です。

7 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として国税の取扱いによって算定します。したがって次の表のとおり取扱うことになります。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産の取得価額における消費税の取扱い
免税事業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税事業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

8 国税の取扱いとの比較

償却資産に対する課税について、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項 目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減 価 償 却 の 方 法	定率法、定額法の選択制度 【定率法の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年1月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 (減価率は11ページの表を使用)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧 縮 記 帳 の 制 度	認められます	認められません ※1
特別償却・割増償却	認められます	認められません
減 価 償 却	認められます	認められます
耐用年数の短縮 ※2	認められます	認められます
評 価 額 最 低 限 度	備忘価額(1円)まで	取得価額の100分の5
改 良 費 の 評 価 方 法	原則として区分評価	区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満 か取得価額が10万円未 満の資産)	損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償 却した場合は課税対象)
一括償却資産 (取得価額が20万円未満 の減価償却資産)	3年間で損金算入が可能	損金算入したものは課税対象外 (本来の耐用年数を用いて減価償 却した場合は課税対象)
中小企業者等の少額減価 償却資産の取得価額の 損金算入の特例制度制度 (租税特別措置法)	損金算入が可能	認められません

※1 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

※2 耐用年数の短縮とは、減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することが出来る制度のことです。

Ⅲ 償却資産の評価について

1 償却資産の評価と課税について

(1) 納税義務者

賦課期日(毎年1月1日)現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

(2) 価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	$\text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} \times 1/2)$
前年前に取得した資産	$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})$

*減価率については 11 ページの表を使用します。

◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価率を乗じて得た額を控除して計算します。

2年目・3年目・・・と計算して得た評価額が取得価額の5/100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5/100に相当する額を評価額とします。

計算例

〔評価額の算出方法〕(概算)

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和6年度 評価額	合計
ルームエアコン	R5.11	500,000 円	6 年	0.319	500,000 円 $\times (1 - 0.319 \times 1/2)$ = 420,000 円	1,591,200 円
看板 (ネオンサイン)	R5.2	1,600,000 円	3 年	0.536	1,600,000 円 $\times (1 - 0.536 \times 1/2)$ = 1,171,200 円	
資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和7年度 評価額	合計
舗装路面 (コンクリート敷)	R6.9	2,700,000 円	15 年	0.142	2,700,000 円 $\times (1 - 0.142 \times 1/2)$ = 2,508,300 円	3,337,756 円
ルームエアコン	R5.11	500,000 円	6 年	0.319	420,000 円 $\times (1 - 0.319)$ = 286,020 円	
看板 (ネオンサイン)	R5.2	1,600,000 円	3 年	0.536	1,171,200 円 $\times (1 - 0.536)$ = 543,436 円	

(3)税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額(1000円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率(1.4\%)}} = \boxed{\text{税額(100円未満切り捨て)}}$$

※ 課税標準額とは都留市内に所在する資産(家屋・土地・償却資産)の価格(特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの)の合計です。

(4)免税点

- ・償却資産の課税標準額が150万円に満たない場合は課税されません。
- ・ただし、申告書の提出は必要です。
- ・なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

(5)納期

年税額は4回に分けて納めていただくことができます。令和 7 年度は5月・7月・12月・2月を予定していますが、具体的な納期については令和 7 年度固定資産税納税通知書等でお知らせします。

(6)口座振替

市税の納付については、指定された金融機関の口座から振替納付する「口座振替」をご利用いただけます。口座振替を希望される方は、次のいずれかの方法により申込み手続きをしてください。

◆金融機関でのお申込み

預貯金口座のある次の金融機関において、通帳、届出印及び納税通知書をお持ちになってお申込みください。

- ・口座振替の開始は、20日までに申込みされたものが翌月の納期分から振替となります。
- ・市外で口座振替の申込みをされる方は、申込用紙を郵送しますのでご連絡ください。

◆市役所でのお申込み

市役所税務課窓口において、金融機関のキャッシュカードをお持ちになってお申込みください。

- ・磁気ストライプのないキャッシュカードなど、種類によっては、お受けできない場合があります。
- ・口座振替の開始は、10日までに申込みされたものが当月の納期分から振替となります。

◆取扱金融機関

山梨中央銀行・山梨県民信用組合・都留信用組合・山梨信用金庫・クレイン農協・ゆうちょ銀行

◆口座振替の解約・変更について

口座振替の解約や振替方法を変更したいときは、市役所税務課窓口、または、口座振替をされている金融機関でお手続きをしてください。

◆振替日について

口座振替は納期限日に行います。全期前納振替は、第1期納期限日に行います。

残高不足等により振替不能となった場合は、納付書を送付いたしますので、納付書裏面に記載の納付場所で納付してください。連続して振替することができなかったときは、登録を取消す場合がありますのでご注意ください。

なお、全期前納振替申込者で振替不能となった方につきましては、第2期以降を各納期限日に振替いたします。

2 減価率及び減価残存率一覧表

耐用 年数	減価率	減価残存率		耐用 年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 1－(減価率/2)	前年前取得 1－減価率			前年中取得 1－(減価率/2)	前年前取得 1－減価率
				3 1	0. 072	0. 964	0. 928
2	0. 684	0. 658	0. 316	3 2	0. 069	0. 965	0. 931
3	0. 536	0. 732	0. 464	3 3	0. 067	0. 966	0. 933
4	0. 438	0. 781	0. 562	3 4	0. 066	0. 967	0. 934
5	0. 369	0. 815	0. 631	3 5	0. 064	0. 968	0. 936
6	0. 319	0. 840	0. 681	3 6	0. 062	0. 969	0. 938
7	0. 280	0. 860	0. 720	3 7	0. 060	0. 970	0. 940
8	0. 250	0. 875	0. 750	3 8	0. 059	0. 970	0. 941
9	0. 226	0. 887	0. 774	3 9	0. 057	0. 971	0. 943
1 0	0. 206	0. 897	0. 794	4 0	0. 056	0. 972	0. 944
1 1	0. 189	0. 905	0. 811	4 1	0. 055	0. 972	0. 945
1 2	0. 175	0. 912	0. 825	4 2	0. 053	0. 973	0. 947
1 3	0. 162	0. 919	0. 838	4 3	0. 052	0. 974	0. 948
1 4	0. 152	0. 924	0. 848	4 4	0. 051	0. 974	0. 949
1 5	0. 142	0. 929	0. 858	4 5	0. 050	0. 975	0. 950
1 6	0. 134	0. 933	0. 866	4 6	0. 049	0. 975	0. 951
1 7	0. 127	0. 936	0. 873	4 7	0. 048	0. 976	0. 952
1 8	0. 120	0. 940	0. 880	4 8	0. 047	0. 976	0. 953
1 9	0. 114	0. 943	0. 886	4 9	0. 046	0. 977	0. 954
2 0	0. 109	0. 945	0. 891	5 0	0. 045	0. 977	0. 955
2 1	0. 104	0. 948	0. 896	5 1	0. 044	0. 978	0. 956
2 2	0. 099	0. 950	0. 901	5 2	0. 043	0. 978	0. 957
2 3	0. 095	0. 952	0. 905	5 3	0. 043	0. 978	0. 957
2 4	0. 092	0. 954	0. 908	5 4	0. 042	0. 979	0. 958
2 5	0. 088	0. 956	0. 912	5 5	0. 041	0. 979	0. 959
2 6	0. 085	0. 957	0. 915	5 6	0. 040	0. 980	0. 960
2 7	0. 082	0. 959	0. 918	5 7	0. 040	0. 980	0. 960
2 8	0. 079	0. 960	0. 921	5 8	0. 039	0. 980	0. 961
2 9	0. 076	0. 962	0. 924	5 9	0. 038	0. 981	0. 962
3 0	0. 074	0. 963	0. 926	6 0	0. 038	0. 981	0. 962

※減価残存率は小数点4桁以下切り捨て

Ⅳ 償却資産申告書・明細書の記載について

1 償却資産申告書の記載について

欄	記載のしかた	留意事項等
受付	申告書を提出する年月日と「都留市長」と記載してください。	
※所有者コード	記載の必要はありません。	
1 住所 (又は納税通知書送達先)	住所(又は納税通知書送達先)及び電話番号を記載し、ふりがなを付してください。 また、ビル等に入居している場合はビルの名称、階数及び部屋番号を記載してください。	原則として主たる事務所等の所在地を記載することになります。
2 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	氏名を記載し、ふりがなを付して押印してください。 なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、社印を押印してください。屋号があれば記載してください。	
3 個人番号又は法人番号	個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰で記載してください。	
4 事業種目 (資本金等の額)	事業の種目を具体的に記載してください。 また、法人にあっては、資本金又は出資金等の金額も記載してください。	2以上の事業を行う場合には、主たる事業種目を記載してください。
5 事業開始年月	個人の場合は、事業を開始した年月、法人の場合は、当該法人の設立年月を記載してください。	
6 この申告に応答する者の 係及び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。	
7 税理士等の氏名	経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。	
8 短縮耐用年数の承認	法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。
9 増加償却の届出	法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届け出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は「増加償却の届出書」の写しを添付してください。
10 非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 なお、非課税に該当する資産の価格等は、この申告に含めないでください。	非課税に該当する資産については別途書類の提出を求められる場合があります。

欄	記載のしかた	留意事項等
11 課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	課税標準の特例に該当する資産については、別途書類の提出を求められる場合があります。
12 特別償却又は圧縮記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第42～50条まで及び第142条の規定又は所得税法第42～44条まで及び第165条、第58条の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。	償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。
13 税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方を○で囲んでください。	
14 青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当している方を○で囲んでください。	
15 都留市における事業所の所在地	都留市における事業所等資産の所在地を記載してください。また、2以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記載し、その主たる所在地を○で囲んでください。	事業所等資産の所在地が1カ所だけでその所在地が「1 住所（又は納税通知書送達先）」と同一の場合には、本欄の記載の必要はありません。
16 借用資産（有・無）	借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記載してください。	7ページ参照
17 事業所用家屋所有区分	事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。	
18 備考（添付書類等）	次のような事項を記載してください。 ① 添付した書類の名称「耐用年数の短縮承認通知書の写」、「増加償却の届出書の写」等 ② 非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項 ③ 償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したこと等により、その価格が著しく低下した場合にはその価格の低下の程度 ④ 前年中に所有者の住所、氏名または名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項 ⑤ 納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名 ⑥ 資産がない場合は「3 該当資産なし」、増減がない場合は「2 増減なし」、に○をつけてください。廃業・解散・転出の場合は「4 廃業・解散等」に日付を記載してください。 ⑦ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項 ⑧ ※処理欄は記載不要です。	

欄	記載のしかた	留意事項等
取得価格 前年前に取得したもの(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 前年中に取得したもの(ハ) 計((イ)－(ロ)＋(ハ))(ニ)	前年前に取得した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。 前年中に減少した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。 前年中に取得した資産の取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。 ((イ)前年前に取得したもの)－((ロ)前年中に減少したもの)＋((ハ)前年中に取得したもの)によって算出した、取得価格の合計額を資産の種類別に記載してください。	
評価額(ホ)	評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	
※決定価格(ヘ)	記載の必要はありません。	
※課税標準額(ト)	記載の必要はありません。	

2 種類別明細書の記載について

欄	記載のしかた	留意事項等
年度	申告の年度を記載してください。	
※所有者コード	記載の必要はありません。	
所有者名	氏名又は名称を記載してください。 また、この「種類別明細書(増加資産・全資産用)」について、3枚目のうち2枚目というようにページ数を付けてください。	
資産の種類	「1.構築物」、「2.機会及び装置」、「3.船舶」、「4.航空機」、「5.車両及び運搬機」、「6.工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1～6の数字を記載してください。	
※資産コード	記載の必要はありません。	
資産の名称等	資産の名称及び規格等を記載してください。	
数量	資産の数量を記載してください。	
取得年月日(年号、年、月)	資産を実際に取得した年月を記載してください。 なお、年号については 3.昭和、4.平成、5.令和とし、年号に対応する数字を記載してください。	
取得価格(イ)	当該資産の取得価格を記載してください。 なお、「取得価格」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の取引運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業のように供するために直接要した費用を含む)をいいます。	昭和 25 年 12 月 31 日以前に取得された資産については「物価の変動に応ずる補正倍数表」により、その取得価格を補正する必要があります。

欄	記載のしかた	留意事項等
耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載してください。 なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。	短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付してください。
減価残存率(ロ)	11ページ記載の一覧表により耐用年数に应ずる減価残存率を記載してください。	
評価額 (ハ)	次の算式によって計算した償却資産の価額を記載してください。 ・前年中に取得した資産 取得価額×(1－減価率×1／2) ・前年前に取得した資産 前年度評価額×(1－減価率)	9 ページ参照
※課税標準額の特例 (率・コード)	記載の必要はありません。	
増加事由	資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。	
摘要	当該資産について次のような事項を記載してください。 ① 課税標準額の特例がある資産についてその適用条項 ② 割賦販売資産等法第342項第3項の規定の適用がある資産についてはその旨の表示と売主の名称等 ③ 耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示 ④ 短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示 ⑤ 増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 ⑥ その他当該資産の価額の決定にあたって必要な事項	

V その他

1 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び都留市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、申告漏れ等の場合、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及課税(最大5年間)となりますのでご承知おきください。

2 実地調査のお願い

地方税法第408条に基づいて、実地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

また、この実地調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度だけでなく、過年度(最大5年間)に遡及することもありますのであらかじめご承知おきください。

提出期限

令和7年1月31日(金)

提出先・問合せ先

都留市役所 税務課 資産税担当

〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号

TEL 0554 (43) 1111 (代表)

FAX 0554 (43) 5049